

## 若手の会メンバーを中心に先進地事例調査を実施しました。

去る2月24日～26日にかけて、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」のメンバーを中心に、まちづくりの先進地を実際に見て、話を聞き、行政・地権者・住民等の協働によるまちづくりへの理解を深めることを目的として、港北ニュータウン（神奈川県横浜市）、八潮南部地区（埼玉県八潮市）、三郷インターA地区（埼玉県三郷市）、臨海副都心（東京都江東区・港区）を対象とした事例調査を行いました。

港北ニュータウンでは、まちづくりの中心的存在として活動されてきた 川手昭二先生（筑波大学名誉教授）から、以下のような話をしていただきました。

### 港北ニュータウン概要

港北ニュータウンは、神奈川県横浜市に位置し、普天間飛行場の約3倍もの面積（約1,340ha）と約4倍もの権利者（約11,000人）を有する地区です。

「市民参加のまちづくり」を基本理念とし、緑道を主骨格として緑を地区全体に張り巡らせる「グリーンマトリックス」という思想を行政・地権者等の共通のものとして据え、その確固たる思想（まちづくりのコンセプト）をもとに、行政・地権者等が協働\*してまちづくりを進めた地区です。

\*協働とは、地権者や市民、行政等が、責任と役割分担を相互に自覚し、共通の目的を達成するために、補完・協力しながら連携して活動すること



### 川手昭二先生からの説明のポイント

構想・計画・事業等のそれぞれの段階に応じて、柔軟にまちづくりのための組織を立ち上げることが重要である。

地権者のまとまりのある力は行政、議会をも動かす。

個々の意見の積み上げでは良いまちづくりはできない。プランナー（立案者）の思想・確固たるまちづくりの考え方の上に地元の意見を積み上げることで魅力あるまちとなる。

広域的な要請は言葉までとし、その実現に向けた具体的な計画は地元地権者の意向を基礎とすべきである。

具体的には...

広域レベルの計画では、「那覇と宜野湾を片側3車線の道路で結びたい」等の基本的な考え方を定め、その目的達成のためにどのルートを通すのか等については地元で検討し定める。



港北ニュータウンをはじめ、今回の事例調査の内容は、「普天間飛行場跡地利用における協働型まちづくりのための基礎調査報告書」としてとりまとめることとなっています。まとまりしだい、本情報誌等でご案内いたします。



# ふ る さ と



## 地権者の声

～（仮称）普天間公園について～

### 意見・質問

（仮称）普天間公園については、相当規模の大きなものとして計画しているようだが、どのような公園を考えているのか。地権者との調整がつくのであれば、当然素晴らしい公園ができることを期待するが、事業手法、主体等について不安がある。また、位置についても、そこに土地を所有する人だけで負担するようなことは避けなくてはならない。

### 回答

（仮称）普天間公園は、沖縄全県さらには県外の人も対象とした広域公園として、「大規模軍用地返還のシンボル」、「広域防災拠点」、「沖縄の交流文化の拠点」、「自然回復の回廊形成」、「本市の自然環境のシンボル」、「健康活動の場」といった様々な機能をイメージしている。広域性の高い大規模公園となると、市単独では財政的にも非常に厳しいものとなるため、ぜひ国につくっていただきたいという思いを早い段階から伝えていくことが必要だと思う。位置的には中原・神山あたりが緑、文化財が多く、都市マスタープランではこのあたりに公園が位置づけられているが、中原・神山地域の地権者のみに負担が生じるようでは、合意形成が図られないことは十分理解している。公園の具体的な位置、規模、整備手法、整備主体については、まだ何も決まっておらず、今後跡地利用計画等を策定する段階で地権者の皆さんと一緒に考えていきたい。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてご活用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1  
電話 098-893-4411（内線 309） Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp  
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

## 跡地利用基本方針策定にかかる指針案（中間とりまとめ）

現在、市及び県では平成 17 年度中の策定を目指し、跡地利用基本方針策定作業を進めています。指針案が中間的にとりまとめられましたのでご紹介します。（この内容は、平成 17 年 1 月 25 日に行われた跡地利用基本方針検討委員会（第 5 回）資料の一部を抜粋したものです。）



### 跡地利用の基本姿勢

#### 1) 広域的な期待と地権者の意向の両立に努める

地権者の意向を反映し、従前の居住地への復帰等の早期実現に努めるとともに、新たな土地活用を促進する。広域的な期待に応え、沖縄県の振興をリードする広域的な施策を導入するとともに、跡地利用による都市構造改善等を通じて、宜野湾市の新しい都市像を実現する。広域的な取組の導入により、跡地における土地利用の可能性を拡大し、新たな土地活用を促進することを目標とする。

#### 2) 跡地の特性を活かした優れた環境づくりを重視する

跡地を拠点として沖縄らしい空間の再生に取り組み、県民の共有財産として次世代に引き継ぐ。優れた環境づくりにより、生産、生活の場としての魅力を高め、振興の拠点としての機能の導入や滞在・来住を促進する。「環境共生<sup>\*1</sup>」や「ゼロエミッション<sup>\*2</sup>」に率先して取り組み、持続的な発展の基礎を築くとともに、その成果を国内外に発信する。

<sup>\*1</sup>）環境への影響に配慮した都市活動を進めようとする考え方

<sup>\*2</sup>）リサイクル（再利用）などにより、産業廃棄物などをゼロに近づける考え方

#### 3) 持続的な取組による柔軟なまちづくりを目標とする

跡地利用の実現性を高め、有効利用を促進するために、状況の変化に柔軟に対応できる段階的な計画づくり等にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。地権者との協働や市、県、国の連携により、計画づくりやその後のまちづくりに持続的に取り組むための組織・体制を整える。県民、市民の意向をまちづくりに反映させていくために、引き続き、情報の共有化や意見交換に取り組む。

### 跡地利用の具体的な方針

#### 1. 土地利用や機能導入にかかる方針

##### 1) 振興の拠点としての産業・機能の導入

普天間飛行場の跡地を中心とし、周辺の大学等との連携による産業創造拠点形成を目標とし、緑につつまれた「産学住遊創」の空間づくりを推進する。今後、計画づくりやその後のまちづくりにおいて、産業創造拠点形成の具体化に向けた継続的な取組が必要であり、そのための組織・体制づくりや長期にわたって産業・機能導入の可能性を担保する方策の検討等に努める。

##### 2) これからの時代にふさわしい住宅地づくり

特色ある自然環境の保全・創出に努め、風土に根ざした沖縄らしい住宅地づくりを推進する。新しい住宅地の暮らしを支える公共・公益施設等を整備する。住宅地における暮らしの質を高め、持続させていくためのしくみとして、コミュニティづくりを推進する。

##### 3) 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

宜野湾市の中央に位置する地の利を活かして、市民生活の拠り所となる新しい都市拠点形成を目指し、行政機能や市民サービス機能等を導入する。今後、宜野湾市を中心として、導入機能の具体化や受け皿の確保等に取り組み、計画づくりに反映させる。

#### 2. 都市基盤整備にかかる方針

##### 1) 幹線道路の整備

跡地においては、広域的な幹線道路として計画されている（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路、宜野湾市の幹線道路網の再編に必要な幹線道路を新設する。今後、道路整備にかかる関係機関の協働により、全体の計画づくりと歩調をあわせて、道路の計画の具体化を促進する。

##### 2) (仮) 普天間公園の整備

跡地においては、（仮）普天間公園を整備し、広域的な要請に応えるとともに、跡地における優れた環境づくりを促進する。今後、全体の計画づくりと歩調をあわせて、地権者の意向、優れた環境づくり等に配慮して、公園の計画の具体化を促進する。

##### 3) 公共交通システムの導入

多くの県民や観光客等を集め、沖縄の振興の拠点としてのまちづくりや（仮）普天間公園等の利用を促進するために、広域的な公共交通システムの導入に向けた検討を進める。自動車利用による環境負荷を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合する効果を享受するための先進的な取組として、ローカルな公共交通システムの導入に向けた検討を進める。

##### 4) 供給処理施設や情報通信基盤の整備

跡地においては、跡地利用計画の具体化とあわせて、環境に配慮した供給処理施設を整備する。跡地においては、産業創造拠点の形成を支えるとともに、新しいワークスタイル<sup>\*3</sup>やライフスタイル<sup>\*4</sup>の実現に向けた情報通信基盤を整備する。

<sup>\*3</sup>）仕事の仕方、様式      <sup>\*4</sup>）生活様式

#### 3. 環境づくりにかかる方針

##### 1) 自然環境や文化財の保全

跡地においては、自然環境や文化財等の現況調査にもとづき、保全の必要性等にかかる評価を行い、計画づくりに反映させる。今後、返還後速やかな跡地利用を実現するために、引き続き現況調査を促進するとともに、あわせて、現況調査に先行する計画づくりのしくみを検討する。

##### 2) 魅力的な環境づくり

跡地に特有の自然資源や文化資源を活用して、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、個性的で先進的な環境づくりに取り組む。これからのまちづくりの共通の課題として、「環境共生」や「ゼロエミッション」を促進するための取組の導入にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。

#### 4. 周辺市街地整備との連携にかかる方針

##### 1) 周辺市街地における幹線道路の整備

跡地と結ぶ幹線道路は、いずれも跡地と周辺市街地にまたがって計画されており、跡地利用の一環として、周辺市街地における幹線道路整備に取り組む。今後、早期の跡地利用を実現するために、周辺市街地の幹線道路整備に向けた先行的な取組を促進する。

##### 2) 周辺市街地の都市機能を活用した住宅地づくり

跡地における住宅立地を促進するために、周辺市街地の生活関連サービス機能等を活用した住宅地づくりに取り組み、計画づくりに反映させる。今後、跡地と周辺市街地にまたがる生活圏の形成にかかる検討を進め、跡地と周辺市街地の一体整備に向けた計画づくりを促進する。

跡地利用基本方針については、平成 17 年度前半に素案としてのとりまとめを予定しています。まとまりしだい、本情報誌や地権者懇談会等により地権者の皆さんへお知らせし、ご意見をいただきたいと思います。懇談会の開催予定等については、次号でお知らせする予定です。